

# 第4次長久手市 男女共同参画基本計画

(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)

概要版

～だれもがともに尊重し合い、  
心通わせる絆のまち ながくて～



令和6年3月  
長久手市

---

## 計画の趣旨

---

男女共同参画社会の実現に向けて、男女の不平等感や性別による固定的役割分担意識は、様々な場面に根強く残っています。また、近年では、LGBTQ等への配慮、ドメスティック・バイオレンスの防止対策、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性活躍の推進など、多くの課題・新たな課題への対応が求められています。こうした社会の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的な推進を図るため、「第4次長久手市男女共同参画基本計画」を策定しました。

---

## 計画の位置付け

---

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

---

## 計画期間

---

計画期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

---

## 基本理念

---

本計画の基本理念については、「第6次長久手市総合計画」などの上位計画等で示されている市としての基本的な方向性を踏まえ、「だれもがともに尊重し合い、心通わせる絆のまち ながくて」を掲げ、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画を促進するまちづくりをめざします。

### 【 基 本 理 念 】

**だれもがともに尊重し合い、心通わせる絆のまち  
ながくて**

# 計画の体系

〔 基本理念 〕

だれもがともに尊重し合い、心通わせる絆のまち  
ながくて

〔 基本目標 〕

1 あらゆる分野での  
男女共同参画の  
推進・意識の向上

(1) 男女共同参画に関する  
意識の醸成

(2) 学校などにおける  
男女平等教育の推進

(3) 政策・方針決定過程への  
女性の参画促進

(4) 地域活動における  
男女共同参画の推進

(5) 防災など様々な分野における  
男女共同参画の推進

2 女性が活躍できる  
環境づくり  
(女性活躍推進計画)

(1) 男女平等の職場環境づくり  
の推進

(2) 女性のチャレンジ支援

(3) 性別に関わらない仕事と  
育児 介護の両立支援の推進

3 人権が尊重され、  
安心して暮らすこと  
ができるまちづくり  
(DV防止基本画)

(1) 生涯を通じた心身の  
健康づくり

(2) 様々な困難を抱える  
人への支援

(3) 多様な性を尊重する  
社会の推進

(4) DV等に対する啓発の推進

(5) DV相談体制の整備

(6) 被害者の自立への支援

## 重点施策

### ① 女性の活躍に向けた取組支援

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識は解消されつつあるものの、「仕事と育児を両立させることは現実として難しい」という意見が多く、女性が出産後も離職せずに働き続けるために、保育所や児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備が求められています。

また、依然として女性が政策や方針決定する役職に占める割合が低く、女性の視点に基づいた施策が実現しにくい状況があります。

今後も性別に関わりなく、一人ひとりが能力に応じた活躍ができる社会の実現のための施策及び女性の意見が反映される社会の実現を推進することが必要であると考えられます。

このことから、保育施設・子育て支援サービスの充実、政策や方針決定する役職及び地域活動団体の役職における女性の登用推進及び市民、事業者への働きかけに関する施策を重点施策としました。

### ② L G B T Q等の多様な性の理解促進に関する施策の設定

本市は、令和5年6月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。愛知県内における協力体制ができてきている中で、長久手市として制度利用者の支援内容等を充実していく必要があります。

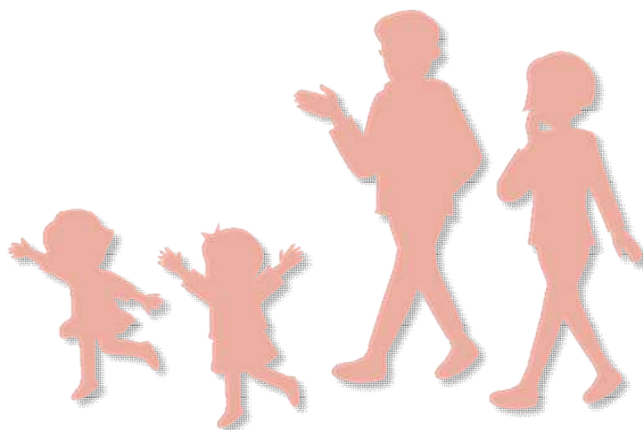
令和4年度に行ったアンケート調査で、性的少数者の困難を解決し暮らしやすい社会にするために必要なこととして「性的少数者（L G B T Q等）について、正しく理解すること」の割合が72.7%と最も高くなっています。

このことから、L G B T Q等の多様な性に関する理解の促進を新規の施策として設定し、重点施策としました。

### ③ D V被害を含めた困難を抱える女性に対する支援

D Vについては、国・県・市等が啓発事業を行ってきたものの、D V被害を受ける方の割合は変わっておらず、今後もD V防止に関する事業を継続して進める必要があります。

このことから、D Vの防止の推進を重点取組項目とし、D V被害を含めた困難を抱える女性に対する支援を新規施策として設定し、重点施策としました。



## 基本目標 1

## あらゆる分野での男女共同参画の推進・意識の向上

男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、情報や学習機会の提供、慣習の見直し、国際基準の浸透、性的少数者への理解を促進します。また、学校などでの男女平等教育の推進とともに、教育関係者の意識改革を促進します。

さらに、様々な分野において、男女共同参画の視点に立った取組の充実を図っていくため、政策・意思決定過程への女性の積極的な参画を拡大するとともに、地域活動等における女性の育成や男女共同参画に取り組むグループの育成と支援を進めます。

### 課題

本市の審議会等の女性委員の割合は、愛知県内市町村の平均より高いものの、50%をかなり下回っており、男女の人口比からみても、政策や方針決定過程への女性の参画は十分とは言えません。また、職場等での管理職も男性が担うことが多い状況となっています。

引き続き委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層推進していく必要があります。さらに、市職員の女性管理職への昇進意欲を高めるための意識啓発や職場環境の整備を進める必要があります。

### 数値目標

重点施策	項目	目標値 (令和9年度)	令和5年度 (計画策定時の 状況)
審議会などにおける女性の 登用促進	市執行機関及び付属機関等 における女性委員の登用率	50%以上	41.5%
	市執行機関及び市付属機関等 における女性委員のいない審 議会数	0 機関	2 機関
管理職などへの女性の登用 促進と女性リーダーの育成	市女性職員の管理職（課長級 以上）への登用率	35%以上	31.9%
地域活動への参画促進及び 地域活動団体の役職などに おける女性の登用促進	地域において男女が平等だと 考えている人の割合※1	40%以上	38.5%

※1 市民意識調査の回答結果



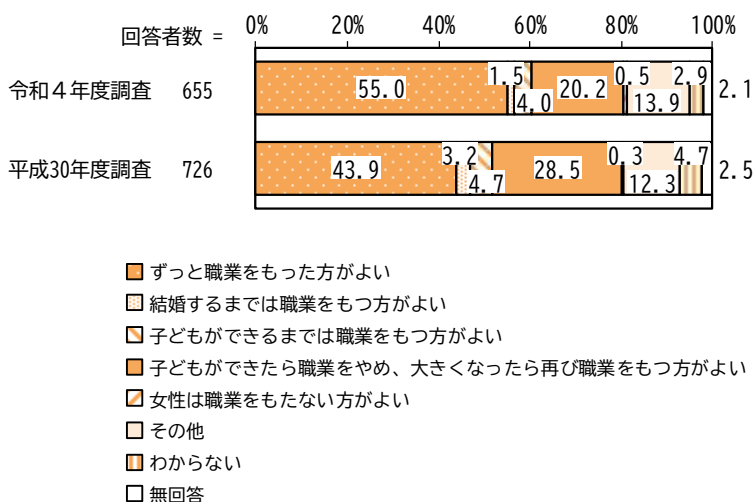
## 基本目標 2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

職場における仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりが求められます。また、保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備も必要です。さらに、家事・育児・介護・家庭の行事等は家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

### 課題

女性が職業を持つことについて、前回調査と比較すると、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という考え方から「ずっと職業をもった方がよい」という考え方に変化してきています。

職場における男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりが求められます。また、保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備も必要です。さらに、家事・育児・介護・家庭の行事等は家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。



### 数値目標

重点施策	項目	目標値 (令和9年度)	令和5年度 (計画策定時の 状況)
団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進	女性の活躍推進について調査・取材・周知を行った件数	3件 (計画期間中累計)	1件 (計画期間中累計)
保育施設・サービスの充実	延長保育や一時保育事業の実施園数	延長保育 12 園 一時保育 8 園	延長保育 10 園 一時保育 6 園
	待機児童数	0 人	3 人
子育て支援サービスの充実	ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	240 人	190 人
	児童クラブや学童保育所の待機児童数	0 人	71 人
職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	市男性職員の育児休業（2週間以上）の取得率	85%以上	120% ※2

※2 令和4年度に5人が育児休暇の対象になり、5人全員が育児休暇を取得した。これに加えて、令和3年度に育児休暇を取得した職員が令和4年度に2回目の育児休暇を取得した。この結果、5人中6人が取得したことになり、120%になっている。（愛知県公表の計算式により算出）

### 基本目標3

## 人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり（DV防止基本計画）

重大な人権侵害であるDVなどに対応するため、DV防止の啓発や若年層への教育において、男女平等の意識を醸成するとともに、性別にとられない包括的なDV相談支援体制を整備します。被害者支援においても、早期発見と適切な対応、自立支援の取組を推進します。

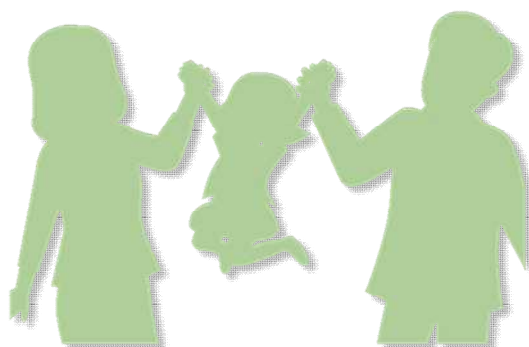
また、安心して暮らせるまちづくりのため、生涯を通じた健康づくりの推進や、生活上の様々な問題を抱える人々に対する支援に取り組みます。

### 課題

市民調査によると、「自分にも悪いところがあると思った」「自分さえ我慢すればやっていけるといった」「相談するほどのことでもない」などの理由から暴力を受けても相談しない人の割合が高く、被害が潜在化、深刻化しやすい状況となっています。依然として、暴力を受けたことがある方や暴力を受けた際の相談窓口を知らない方が存在しているという現状もあります。配偶者等からの暴力は絶対に許されない行為であることの啓発や、被害にあった場合に相談できる相談窓口の充実や周知が必要です。

### 数値目標

重点施策	項目	目標値 (令和9年度)	令和5年度 (計画策定時の 状況)
困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の整備	専門相談の開設日数 24回 / 年	24回	24回
多様な性に関する理解の促進と性的少数者の人が暮らしやすい環境づくり	LGBTQ、DVに限らず、相談したいことや聞いて欲しいことがあったとき、気軽に話せる相手がない人の割合	0%	8.3%
DVの防止の推進	DV被害経験のある市民の割合	0%	6.4%
多様性に応じた総合的相談体制の充実	DVに関する相談窓口の認知度	85%以上	78.5%



第4次長久手市男女共同参画基本計画  
(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)  
概要版

発行年月：2024(令和6)年3月  
発行・編集：長久手市役所 暮らし文化部 たつせがある課  
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1